平成２６年（フ）第１０６号
山口県宇部市大字際波277番地１ブリーズスクエアＡ棟102号
債務者　豊田　純子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２６年（フ）第１０５号
三重県名張市美旗中村1800番地　徳明団地第162号
債務者　二宮　修三
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
津地方裁判所伊賀支部
平成２６年（フ）第５６号
京都府京丹後市大宮町延利346番地
債務者　上川　雅喜
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２６年（フ）第６１号
香川県善通寺市吉原町3157番地１　京都みやま2402号
債務者　山田　友子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２６年（フ）第７３号
香川県坂出市西大浜北１丁目６番８号
債務者　太田　直也
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２６年（フ）第７８号
香川県丸亀市城東町２丁目12番33号
債務者　川本　結花（旧姓武市）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２６年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字藤代３丁目10番地２
債務者　本間　拓巳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第１３２号
青森県弘前市大字真土字東川225番地１
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第５６２号
千葉県船橋市丸山３丁目34番５号
債務者　櫻井　未希
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第５４７号
熊本市北区植木町植木226番地　ボイスシャンプル105号、前住所熊本市北区植木町内690番地１
債務者　湯浅　卓也
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第３９３号
神奈川県伊勢原市石田938番地　ロイヤルハイツⅠ―203号
債務者　矢田部恵子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２６年（フ）第１０８４号
名古屋市港区十一屋２丁目412番地　十一屋ハイツ203号
債務者　小島　　静（旧姓東松）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１１８９号
名古屋市南区鶴里町１丁目18番地の１　コートヴィレッジ鶴里206号
債務者　川西　友和
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１１９０号
名古屋市南区鶴里町１丁目18番地の１　コートヴィレッジ鶴里206号
債務者　川西　由美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１６２５号
名古屋市守山区高島町203番地　安藤ビル２階北号
債務者　藤井　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７０２号
名古屋市熱田区切戸町３丁目54番地　昇和荘２号
債務者　松本　武二
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７１８号
愛知県弥富市鍋浦町中六79番地１　フラワーハイツＡ―102
債務者　松元　千年
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４７８号
熊本市北区四方寄町661番地２
債務者　津地伊津子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係